

2002（平成14）年1月26日発行 編集・発行 図書館学教育部会

## 等級制度に向けて

渡部 满彦（大妻女子大学）

競馬、競輪、競艇が苦戦を強いられているらしい。サッカーくじなども影響しているのだろうか。娯楽が多様化したとも言われている。しかしパチンコ屋が倒産したとの報道にはあまり接しない。おっと筆者は何をいいたいのだろうか。司書養成について書かねばならないのだ。

司書（という言葉を筆者はあまり好きではないのだが）の養成機関を格付けるといった案、司書資格を建築士一級、二級のようになものにしようという話が持ち上がっている。いずれも結構な話だが、前者は実現が不可能に近いだろうし、格付けをしなくとも日本の場合、機関のネームバリュー（有名）で格付けが決まる。

まずネームバリューのある大学に入り、そこで司書課程があったので専攻しようというのが通常のケースで、地方の無名（という語法が正しいかどうかはさておき）の大学の司書課程に素晴らしい教員がネームバリューのある大学以上の授業を展開していても（おられる例を筆者は知っているが）、その司書課程を目指す受験生はよほど稀有な存在である。

上位ランクの高校生が受験する大学の司書課程学生のほうが、下位ランクの高校生に入る大学の司書課程の学生よりも、一般学力から見ても、一般常識にしても、新聞の読解力にしても、優れているのは明らかであるし、それを世間の人も理解している。従って司書養成機関の格付は自然淘汰的に決まる。司書養成教員を格付けるといったことは可能であるが、これも抵抗があろうし、仲間内でだいたい手の内は知られているし、知っている。方法論的にも格付けはかなりの検討を要請するだろう。

これに対して、現在の司書、司書補といった学歴差別は廃止して、司書一級、司書二級といった呼称の方が

すっきりしているし、わかりやすい。筆者がいつも不思議に思うのは司書、司書補という身分である。肩書きから学歴が分かるというのはかなり閉鎖的な集団以外の何者でもない。大学院卒業で司書二級がいて、高校卒業で司書一級がいても、そのほうが自然である。しかし昔のように学資がなくて実力がありながら進学を断念したという美談は最近皆無に近いので学歴差、学校水準がある程度司書の実力を決定させる。

資格として実力が反映されるのは電気主任技術者試験であろう。電気保安確保の目的から、事業用電機工作物（電機事業用および自家用電気工作物）の設置者（所有者）には、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督をさせるために、電気主任技術者を選任しなくてはならないことが電気事業法により、義務付けられている。そもそも電気主任技術者資格がなければ電気工作物を扱うことができないというものであり、資格を有するものは名前を貸すだけで（もちろん事故の時は責任が問われるが）生活できる。

電気主任技術者の資格には、免状の種類により第一種、第二種、第三種電気主任技術者の三種類があり、電気工作物の電圧によって必要な資格が決まっている。一次試験の結果は科目別に合否が決まり、4科目全てに合格すれば第一種試験又は第二種試験の一次試験に合格となるが、一部の科目だけ合格した場合には科目合格となって、翌年度及び翌々年度の試験では申請によりその科目的試験が免除される。つまり、3年間で4科目の試験に合格すれば二次試験の受験資格が得られる。なお、この制度は一次試験だけで二次試験には科目別合格の制度がなく、二次試験の場合、一回目が不合格でも次年度の一次試験が免除される。かつては大体の程度目安としては一種が

大学、二種が短期大学、三種が高校であった。

司書資格にも電気主任技術者のようなしっかりとした試験を導入する必要があるし、それを議論するのがやはり日本図書館協会図書館学教育部会かも知れない。ただ司書資格の場合、第一種電気主任技術者（全ての電圧の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安の監督を行うことができる）、第二種電気主任技術者（構内に設置する電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物及び構内以外の場所に設置する電圧10万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安の監督を行うことができる）、第三種電気主任技術者（構内に設置する電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物及び構内以外の場所に設置する電圧2万5千ボルト未満の出力5千キロワット以上の発電所を除く事業用電気工作の工事、維持及び運用の保安の監督を行うことができる）といったがっちりしたもののが作れるかどうか。

図書館とはなんだろう？といったことは既に自明である。VTRは女性の裸体で普及したという。インターネット普及の背景にもマルチメディアの女性の裸体があるという。図書館ももちろん娯楽のために存在している。公共図書館が無料の貸し本屋と揶揄されるのも、読書を娯楽と考えるからである。しかし図書館は基本的には智の永久保存と智の再編成である。

日本経済新聞12月7日夕刊4版ビジネス3ページには、1948年設立された、専門書主力の中堅取次、大学生協向けに高いシェアを持つ鈴木書店が負債40億円で自己破産したと報じられている。専門書の不振が響き、10年前の8割の売上しか確保できなかったという。新聞は鈴木書店の倒産は有斐閣、東京大学出版会、中堅、零細出版

社の経営を圧迫しそうだと観測している。それから5日後の日本経済新聞12月12日朝刊13版社会38ページでは、東大生の愛読書がマンガと教科書で教養書や専門書は敬遠しがちと報じた。

この二つの報道から読み取ることは、IT革命がようやく本物になりつつあり、多分ゲーテンベルグ革命に匹敵するような影響を情報や知識の流通にもたらすということを予知させる。それはまた図書館の運営にも大きな影を落とすであろう事は想像がつく。

ライフラインといわれる水道、電気、ガスは有料で料金未納だと止められてしまう。図書館を有料にしたら誰も行かないだろうという。パチンコ、競輪、競馬、競艇だけに明け暮れている人々に図書館は無縁だ。読書調査では高校2年生の6割が本を読まないという。これらの高校生にも図書館は無縁だ。

『言葉の海へ』を書いた高田宏は“『言海』の大槻文彦を書くことになってあらためて図書館のありがたさを知った”と述べている。司書職制度に等級を導入し、図書の重要さを知る4割の高校生や高田宏のような人たちに高度な図書館利用を支援できるようにするために、日本図書館協会図書館学教育部会は電気主任技術者試験と肩を並べられるような制度とその運用のあり方をいまこそ検討すべきであるし、そのためにも各位のご支援をお願いしたい。

その次の運動は、全公共図書館、学校図書館、大学図書館に等級試験を通った図書館員を配置することである。これら図書館員全員が偏狭を捨て、“モノには教わる”という柔軟性を持てば世間は司書を信頼するだろう。

#### 寄付御礼

#### 渡邊信一氏からのご芳志拝受のご報告

このほど図書館学教育部会員であり、前部会長の渡邊信一氏から部会に対し、部会活動を財政的に支援するためにご寄付の申し出がありました。幹事会でこのお申し出を検討させていただいた結果、図書館学教育部会の活動を活発化させる必要性が高まっている折から、このお申し出でを有り難く受け止め、ご寄付のご主旨を生かし、今後の部会活動の貴重な資金として活用させていただくことに決し、寄付金を頂戴して、2001年11月14日付で、金100,000円を部会会計に繰り込ませていただきました。

このことを部会執行部として部会員の皆様にご報告申し上げますとともに、渡邊信一先生に心から厚くお礼申し上げます。

高山正也（図書館学教育部会長）

## 図書館学教育の自己点検・評価へ向けて

高山 正也（図書館学教育部会長）

21世紀も早くも2年目を迎えることとなりました。部会員の皆様には穏やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げますとともに、年頭のご挨拶を申し上げます。

昨2001年は、世紀の変わり目の年そのもののように激動の年でした。政治、経済、社会が激変するなかで、図書館学を取り巻く図書館界や大学の世界にも大きな変化が生じ、その変化が新年に継続しています。すなわち、情報のデジタル化・ネットワーク化の一層の進展、財政逼迫に起因する図書館予算の削減、業務遂行の効率化を目指す外部委託の増大、人事管理の合理化による職員構成の変化や派遣職員の増大などの図書館構造の変化が顕著になり、それを受け図書館学教育内容の変化が迫られるとともに、図書館学教育の場である大学も大きな変化に直面し、その変革の波が今後当分続くと見込まれるに至りました。

これに対応して、図書館学教育部会では既に会員の皆様ご承知のように、1999年度より、図書館学教育内容の進歩・向上に資するべく、ファカルティ・デヴェロップメントのための研究集会を年間に2度のペースで開催して参りました。関係各位のご協力やご努力で、好評のうちにかなりの成果を上げ得たと自負しています。これは来年度も継続する予定ですが、このような図書館学教育部会内部での対応のほかにも、図書館学教育に関係するいくつかの動きが日本図書館協会の内外からも出始めています。一つは昨年7月に文部科学省から出たいわゆる「望ましい基準」です。この基準そのものは直接教育に関わるものではありませんが、いわゆる規制緩和・大綱化の下での公共図書館のあり方とその図書館経営は、そこで専門的職員である司書の養成を目指す図書館学教育にも間接的に影響してきます。具体的にいえば、今回の基準では「数量的な基準」は示されておらず、それらは個々の図書館運営に責任を持つ司書をはじめとする担当者が自動的に決定しなければなりません。それだけの高度な総合的判断をこれから専門職は求められ、このような人材の養成が教育には必要となります。

一方、日本図書館協会でも協会の再建策でもある21世紀プランの一環として委員会制度の再編が検討されていることは部会員の皆様もご承知の通りです。この中で、課題解決型委員会として「図書館政策」と「図書館経営」の両委員会が提唱されています。それぞれの活動内容の一部に、「図書館政策委員会」では司書職制度が検討課題に挙がっており、課題実現のためのチームを作って、そこで「図書館専門職員養成機関の改善に資するための審査制度の準備」を目的に、諸外国の事例等をもとに審査基準や審査体制等の検討を行うことが計画されています。また「図書館経営委員会」では、利用教育や電子図書館の推進、ボランティアのあり方の検討などを任務に、「専門職員認定準備検討チーム」の設置などが検討されています。これらの動きは図書館学教育の内容やその教育を行う場である大学の学部・学科・専攻や課程・講習などにも影響が及ぶとも考えられます。すなわち、両委員会の検討結果とその結果を受けての日本図書館協会の動き如何では、大きく図書館学教育の内容と制度の充実・向上に貢献する可能性もある反面、結果如何では大きく阻害する危険性も無いとは言えません。従って、図書館学教育部会としては、当面、この両委員会がどのよ

うに構成され、動き出すか、何を検討し、どのような結論を出すかを最大限の関心を持って見守り、積極的に意見具申をして、日本図書館協会として、図書館学教育の発展・向上に貢献できるような方向性を出せるように関与してゆきたいと考えます。

さらに、図書館学教育の充実・向上を図書館学教育部会の主体的な行動として考えてゆく必要があります。既に実践に移してきた「ファカルティ・デヴェロップメント」に加えて、新たな施策実施の方向に向けて検討を行うことも有効かもしれません。そこで、部会員の皆様にお諮りしたいのは、「司書実力検定試験制度（仮称）」の創設・実施です。これはたとえば、英語教育におけるTOEICや、今春から始まる「経済学検定試験」のように、司書資格取得者の図書館学知識についての学力を全国レベルで、学歴や経験の如何を問わず判定しようとするものです。これにより、資格取得者は自己の実力を知り、教育担当者は教育の成果がどの程度であるかの目安ができる、以後の教育のあり方の検討材料を客観的・数量的に得ることが可能になります。このような実力判定は自主的な教育内容の改善に直接結びつけることにはもっとも適しているかと思います。しかし、この実力検定試験の実施には準備にある程度の時間と人手、そして様々なノウハウが必要になります。部会員各位や日本図書館協会事務局の積極的なご協力を得られたとして、実現までには年単位の時間が必要でしょう。

また、そのようなことよりも司書資格取得者の図書館界への就職率を向上させ、司書養成プログラムの受講者の増大や確保を計る方が先だとのご指摘があるかもしれません。現状の大学環境では、司書課程の受講者が減り続けると課程の廃止に直結することになることは明らかです。これへの対策は喫緊の課題ですが、このために部会としては、当面の活動として、資格取得者の図書館界への就職状況の調査を日本図書館協会事務局と連携して、新年度より開始いたします。さらに部会員の増大にも力を注ぐ必要があります。現在実質的な図書館学の専任教員は全国で四百数十名になると思われますが、部会員は約270名にすぎません。この部会員増強も協会事務局と協力して進めてまいる所存です。

いずれにせよ、今、我々の職場である大学は自己点検・評価の渦中にあります。その中の図書館学教育ですから、大学の自己点検・評価の結果であれ、日本図書館協会の養成機関の審査や専門職員の認定結果であれ、司書実力検定試験の結果であれ、使えるものは全て使って、社会的な評価に耐えうる、内容の充実した図書館学教育とし、それを維持し、発展させる責務が我々にはあるのではないでしょうか。

以上に述べましたことは新年を迎えるに当たっての部会執行部の課題を整理したものもあります。厳しい環境の中ですが、皆様のご協力の下で図書館学教育の発展・向上に幹事一同共々微力を尽くしたいと考えておりますので、部会に対し一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、部会員である皆様の、本年のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

# 全国図書館大会（岐阜大会）第12分科会報告

岸田 和明（駿河台大学）



基調講演の薦袋秀樹氏

昨年（2001年）10月25日に、第87回全国図書館大会（岐阜大会）の第12分科会（図書館員養成）が「高度な専門性を目指す図書館情報学教育」をテーマとして開催されました。74名の参加者があり、次のプログラムに沿って議論がおこなわれました。

- 基調講演：薦袋秀樹氏（図書館情報大学）「図書館専門職の現状と問題点」
- 講演1：江口昇勇氏（愛知淑徳大学）「仕事としての臨床心理士」
- 講演2：田中敦司氏（名古屋市西図書館）「名古屋市における司書職制度」
- 講演3：岩倉公男氏（文部科学省生涯学習局）「図書館行政の動向と職員の養成」

以下、簡単に各講演の内容を要約します。

薦袋氏は、公立図書館における専門職としての司書職制度の未確立を問題点としてとりあげ、その理由の1つを専門的職務と非専門的職務との分離の必要性への理解不足とともに、これまでの図書館運動が司書に専門職性（専門職となるための要件）があるかどうかを検討してこなかった点を指摘されました。その上で、市川昭午氏の専門職論を紹介され、その骨子や、市川氏の論文中で述べられている、司書が専門職として認められない理由などが解説されました。次に、既成専門職論の問題点、および司書資格課程の目的の問題点、現行の図書館専門職員制度の弱点などが論じられ、その上で改善へ

の私案が提示されました。その改善案には資格試験やグレード制の導入、館種別資格の制度化などへの言及が含まれています。最後に、日本図書館協会に対する問題提起もなされました。

江口氏は大学教員であるとともに、第一線で活躍されている現場の臨床心理士であり、その豊富な学識と経験からの臨床心理士資格に関する紹介がおこなわれました。具体的には、臨床心理士とは日本臨床心理士資格認定協会によって認定される資格であって、その受験資格は協会により認定された指定校大学院（修士課程）を修了した者に限られること、個々の臨床心理士は大学教員・国家公務員（家庭裁判所の調査官など）・地方公務員（児童相談所の心理判定員など）・病院勤務などさまざまな身分を持つこと、臨床心理士は高度な専門性に支えられているとともにクライアントに対する守秘義務などの厳しい倫理規定が設定されていること、資格認定協会が定めたカリキュラムは大学院側にとってかなり厳しいものであること、例えば愛知県では愛知県臨床心理士会が設置され、県内に所属する臨床心理士の活動を守りつつ、同時に監視する立場を持っていること（ある種のギルドであること）など、が説明されました。

田中氏は名古屋市の現職の図書館員であり、名古屋市における司書職制度の歴史と現状についての説明がなされました。まず、1920年代の市立名古屋図書館での「司書」の任命に始まり、1950年代の名古屋市図書館条例の施行・司書及び司書補の職名の整備・司書職の公募開始、そして2002年の司書・保育士・栄養士の「資格免許試験」としての独立といった歴史が紹介されました。その上で、名古屋市の図書館職員研修計画が説明され、昇任・昇格に関する具体的な事例が報告されました。また、名古屋市の専門職制度における課題の指摘、さらには司書資格の取得に関する具体的な数値の紹介などがなされました。

岩倉氏の講演では、まず、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学省告示）についての説明がなされ、例えば、新しく加わった大き

な項目として「図書館サービスの計画的実施及び自己評価等」があること、市町村立図書館に関しては、「地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料の収集」や「外国人等に対するサービスの充実」、「住民の情報活用能力の向上の支援」などが追加されたことなどの解説をおこなわれました。さらに、「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について～情報化で広がる生涯学習の展望～」（平成12年11月生涯学習審議会答申）や、「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～」（平成12年12月文部省地域電子図書館構想検討協力者会議報告）などについても説明がなされました。次に、図書館職員の養成の現状が概観された後、これから図書館員に求められる専門性として「情報化への対応」が指摘され、これに関する文部科学省の取り組みなどが紹介されました。

以上、薬袋氏の専門職制に関する理論的考察に始まり、他の専門的資格（臨床心理士）の状況、司書職制度の現状（名古屋市）と進み、最後に、行政サイドとしての文部科学省の取り組みが紹介されました。このように、講演者側から「司書職」に関連する多くの話題提供がなされ、参加者を含めて幅広い議論が活発におこなわれました。個人的には、参加者にとって実りの多い1日ではなかったかと思っています。

最後に、上記の要約は筆者の主観的なものであることにご注意いただくとともに、それに含まれる名称・年月日等を参考にされる際には何らかの方法で改めて確認していただくよう、お願い申し上げます。

## 基調講演「図書館専門職の現状と問題点」 に触発されて

石井 紀子（実践女子短期大学）

### ●司書職制度確立の課題

今回の基調講演は、先に薬袋秀樹氏が公刊された『図書館運動は何を残したか』（勁草書房）をもとに、今後の取組むべき課題を補足した内容であり、大変示唆に富るものであった。ところで、この著書の第Ⅲ部は、氏のライフワークとも言うべきものであり、約15年近くテーマを暖め、その間に関係論文、雑誌記事のほか内部資料、組合資料を徹底涉獵し、さらに関係者へのインタビュー

も加え、なぜ区立図書館の司書職制度要求運動が挫折したか、その負の遺産を初めて論究した執念の労作と言っても過言ではない。氏の報告に触発されて、若干の感想を述べてみたい。

私は1957年、都立日比谷図書館の新館開館と同時に司書職制度の第1期生として採用されたのであるが、都区立図書館員同士は見学や研修、司書職制度の検討などをとおして相互交流を行っていた。また公式には、62年に都立日比谷図書館協議会が「東京都の公共図書館総合計画」を発表、続いて63年に東京都公立図書館長協議会が「東京都公共図書館の現状と問題点」を発表、こうした積み重ねの中から、67年「都区立図書館の司書職制度に関する要望」が要請書として特別区や都の関係機関に提出され、制度確立への第一歩を踏み出すところまでこぎ着けた。しかし、都職労の組合員でもある一部司書有資格者からの反対にあい、千載一遇のチャンスを逸し、二度と運動は実ることはなかった。さて、今回の講演で、氏は司書の専門性と専門職性を峻別せず、司書に専門職性があるかについて一度も検討がなされず、またこの運動を支える研究者集団からの理論的裏付けもなされなかつたことを指摘し、改めて市川昭午の「専門職論」に基づいて司書の専門職性を検証した。それをふまえ、今後司書が真の意味で専門職として認知されるには 1) 公共図書館だけでなく、館種別の養成の必要性 2) 国家試験などによる質の確保 3) グレード制の導入 4) 一般的な基礎科学を含めた図書館学の体系化が不可欠であると述べている。これらの提言は、司書養成に携わるわれわれが一つ一つ実現していかねばならない課題と云えよう。

既に、2003年には公立の小中高校において情報リテラシー教育が実施され、2005年には国内のインターネット接続約8700万人を目標にIT革命が進行中であるが、こういう社会状況に対し、現行の養成内容ではあまりにも貧弱であり、図書館学教育の存立さえ危ぶまれる。図書館学のアイデンティティを確立する上でも、文部科学省に先駆けて、研究集団として養成内容について具体的な提言が急がれると思う。

### ●図書館学の基盤としての現場の崩壊

図書館学が実学である所以は、常に図書館現場の現象を調査・分析し、理論化し、現場で抱えている問題の解決やあるいは示唆を与える役割を学として負っているこ

とにあるだろう。これは例えるなら、車の両輪の関係であり、図書館学の発展は、健全な図書館現場の存在があってこそ保障されると言っても良い。しかし、今その現場が従来にない危機にさらされている。

まず、司書養成の受け皿としての現場はというと私は履修生の半数が司書資格を活かした就職を希望していることもあり、毎年4月末までにそのためのガイダンスを実施しホームページ上などで必要情報を流すなど、就職支援を積極的に行っているが、昨年からの顕著な現象として新卒の採用が激減し（あっても宝くじ並の倍率）、アルバイトも含め有資格者で経験者を求めるようになつたことだ。“単なるタンスの肥やし的な資格”ならいざらば、何のための養成かと疑わざるを得ない。

さらに、図書館の機能を搖るがすリストラ策一既に毎日新聞全国版でも大きく取り上げられた「都立図書館の保存図書14万冊の廃棄」は第二線図書館の保存機能を搖るがす暴挙と言わざるを得ないが、それに象徴されるように、財源不足を理由にした分館の廃止やアウトソーシングなどの合理化政策がどんどん実施されている。こうした現場の崩壊を目撃して、これを支える理論も戦略も提案できないとしたら、そういう研究集団とは何であろうか。今、実学としての図書館学の実力が試されているのではないだろうか。

### 司書職制度の形骸化の最大原因は…

野崎 昭雄（東海大学）

午後から出席したい分科会があったため、午前の部のみ、お引き受けすることで了解を得たので、当分科会の基調講演について報告させていただく。

参加者名簿を見ると、当分科会への参加登録者数は、発表者も含めて39人を数えたが、会場は70人を超える状態であった。

最初に、教育部会部会長で慶應義塾大学の高山正也氏が、情報化社会における司書および図書館員の専門性が、厳しく問われている状況において、高度な専門職養成を目指す司書養成教育のあり方は、どうあるべきかを討議するためにテーマを設定したとの挨拶のち、図書館情報大学の薬袋秀樹氏が、「図書館専門職の現状と問題

点」という演題で基調講演を行なった。

薬袋氏の論旨は、つぎのように要約できよう。依然として公立図書館において、司書の専門職制が確立されず、そのうえ司書職制度そのものが形骸化されていく現状の最大原因は、行政や社会の無理解にあるのではなく、図書館の現場において専門的職務と非専門的職務を分離する努力が欠如していたこと、司書養成教育あるいは司書職制度実現を目指す運動において、司書の専門職性（専門職となるための要件）に対する実質的検討が欠如していたことにある。

さらに薬袋氏は、公立図書館において、司書の評価が低いのは司書に原因があるという、現職者からの反省点を紹介しながら、現場における司書は、資料に関する幅広い知識を初めとする専門的知識を活かした専門的サービスに専念できる態勢にとりくむ必要があるとし、その結果として、利用者や管理部門は、司書職制度の必要性を理解することになると指摘した。

一方において、専門的知識の確立と専門的職員としての自覚を生みだすために、わが国の司書は、司書としての専門的業務の内容と、その必要性に関する教育を十分にうけなければならない。しかし、図書館界は全体として専門性を技術のみに求め、専門職制度論を展開する図書館運動では「抽象的な原理や規範を唱える」専門性を展開してきたという欠陥があった。そこで薬袋氏は、学校教諭を対象としたものであるがと前置きして、市川昭午氏の専門職論を紹介した。

紹介された市川昭午氏の専門職論によると、専門職には職務の公共性・専門技術性・専門的自立性・専門職倫理・社会的評価という属性があり、これらの属性は並列的ではなく、専門技術性が土台となり前提条件となって、ほかの属性が形成され、これらの属性の総体が専門職であるとするものである。そこで、薬袋氏は、司書の専門職制について議論するにあたっては、市川氏の「図書館員の専門職制」（『図書館雑誌』Vol.64、No.11、1970.11）を出発点とすべきであると指摘した。

そして、既成専門職論の欠陥、司書課程による養成対象および目的の明確化、図書館専門職員制度の法制上の未整備等々、改めて専門職制度を確立するための問題点をとりあげ、今後は社会学の資格論と専門職論、行政学の人事行政論、経営学の人事管理論の側面から、専門職制を検討する必要があるとした。また、日本図書館協会に対する問題点も指摘し、図書館員の問題調査研究委員

会は図書館界の議論・論点を明らかに提示していく役割を負うこと、構成が困難な点もあるが専門職員団体設置の必要があること、会員の半分強が公立図書館である協会の現状、教育部会運営方法の改善などを提示した。

なお、専門職の属性で紹介したことと関連すると思われるが、すでに実施されている法学検定試験あるいは実施予定の経済学検定試験を念頭においてのことか、統一した司書資格試験制度について、また大学のグレード制についても言及した。

最後に、図書館法における司書のみを対象とするのではない、すべての図書館専門職員に関する制度構築の必要性と、再構築を検討・推進する力量のある主体的組織確立の必要性を述べて、講演を終了した。



### 臨床心理士(職人)と日本臨床心理士認定協会(ギルド)の関係

光齋 重治（愛知大学短期大学部）

本年度の図書館大会（第87回・岐阜）の第12分科会（図書館員養成）のテーマは、「高度な専門性を目指す図書館情報学教育」であった。この分科会ではテーマに対する基調講演として薬袋氏（図書館情報大学）の「図書館専門職の現状と問題点」があり、次いで事例報告として、独自の資格認定制度をもつ「臨床心理士」、現場司書の専門性、司書養成に関わる行政（文部科学省）の対応、などの話があった。

そこで編集子から第1の事例報告「仕事としての臨床心理士」についてコメントするよう依頼だったので、以下はその試みである。

「臨床心理士」という仕事は、最近とみに目立つようになった小中学校におけるいろんな事件や暴力沙汰などに対応する、スクールカウンセリングなどで脚光を浴びるようになった仕事で、その資格は日本臨床心理士資格認定協会によって認定される資格であり、受験資格は同協会が認定した指定校大学院（修士課程）を終了した者に限られている（事例報告による）。

この事例報告を担当した江口昇勇氏は、愛知淑徳大学の教授であり、臨床心理士でもあるが、氏の言葉によると、教授の肩書きは水戸黄門の「葵の御紋の印籠」、或いは遠山金四郎の「桜吹雪の入れ墨」のようなもので、

いざという時にしか人には示すことはなく、普段は臨床心理士としての立場で社会と接しているそうである。

氏は臨床心理士は職人であると公言される。従って自分も徒弟的に弟子を育てたい、職人としての矜持を持つて技が通じるかどうかに、精力を傾けて後進を養成しているそうである。氏の技というのは夢判断で、夢に出てきたことの分析でその人の心に擦り込まれた内容を判断し、対処するそうである。

臨床心理士が職人である以上、協会はギルドであると言われる。ただこのギルドはかつての職業独占的な意味ではなく、近代的な感覚で、常に技を磨き、アップデートな技量を保てるよう、5年毎に認定の更新が義務付けられ、その間協会が指定する研修を受け、研究発表や論文執筆による一定のポイントの獲得が要求されている。

筆者もかつて司書は司書職という職人であり、日本図書館協会は職能集団として、一種のギルドであらねばならないと考えたこともあったが、まさに今この臨床心理士がスクールカウンセラーを中心とした仕事で、必須の存在として世間に認められ、受け入れられようとしていることを目の当たりにして、司書とは何かを見直し、その意義と社会的存在から専門性を論じる一つの手がかりが得られるのではないかと思っている。

基調講演の終段で薬袋氏がJLAの会員組織の問題に触れ、教育部会という個人加盟組織だけで、教育に関する十分な検討ができるだろうか、関係教員がもっと横つながりを持って強力な組織作りをする必要があるのではないか、といった意味の提案をしているが、この臨床心理士養成の話を聞いたあとでは、それなりの意味を持つてよみがえってくる。

しかし、大学の教員は古い学問の自由を持ち出すまでもなく、独立した存在として圧力団体的なグループの結成は難しく、また司書養成に関わる教員が総て医師や臨床心理士のような臨床を持っているわけではなく、また総てが司書として現場を持つわけではないので、養成と現場との間で専門性と専門職制の板挟みに悩み続けなければならない。

薬袋氏は専門職制の属性のひとつとして、社会の存続、発展に不可欠な機能を担い、ほとんど全ての人に必要とされるサービスを提供する人間関係に関する職務であるとする「職務の公共性」を市川昭午氏の専門職論から紹介しているが、その対称的位置に、資格修得の困難性、適格者の希少性などの「社会的評価」があることを忘れ

てはならない。

前者はまさに司書の使命に一致するが、後者は残念ながら現在では全く一致しない。社会による必要性の認識が先なのか、そのような認識を生み出す社会の教育（生涯学習等）が先なのか、どちらが卵か鶏か判らないが、それらを考える中で新しい専門職としての「臨床心理士」の制度と養成に学ぶべき点が多いように思われる。



質疑の時間

## 臨床心理士は

### 司書との比較で興味が尽きない資格

田窪 直規（近畿大学短期大学部）

正直に記すと、分科会の内容についてちゃんと確認してこなかったなまけものの報告者には、どうしてこの分科会で臨床心理士の話を聞かねばならないのか、さっぱり分からなかった。ふけようかとすら思った。しかしながら、「せっかくきたんやから」と気を取り直して話を聞くと、臨床心理士という資格は、図書資格との関係で非常に興味深いものであることが分かった。ふけようかとすら思った人間が、「こりゃええ話聞けたやんけ」と思うようになった（げんきんなものである）。以下、報告者が司書との比較で興味を覚えた点について、ほぼ話の順に沿って述べる。

最初に報告者が興味を持ったのは、臨床心理士の世界には、ALAの認定校制度と同様な制度があるという点である。すなわち、臨床心理士の資格は、日本臨床心理士資格認定協会（以下、認定協会）が認定する指定校大学院（修士課程）を終了したものにしか与えられないものである。これは面白い資格のありようだと思った。ところが、臨床心理士は、このような資格のありように満足していないという。というのは、民間資格では名称独占にとどまり、業務独占にはならないからである。それゆえ、医師、弁護士などのように業務独占が可能となる国家資格を目指しているという。日本において、JLAもしくはその他の組織の認定校制度が可能か、司書は一応国家資格と考えられるが、業務独占は可能かということなどが、頭を巡った。

第二に、指定校大学院のコンセプトに興味を覚えた。大学院を、大きく、研究者を育てるアカデミック・スクールと専門職業人を育てるプロフェッショナル・ス

クール（大学卒業レベルの人のための専門学校的性格を有する大学院）に分けた場合、心理学研究科が母体となるらしい指定校大学院はどちらに属するのだろうか？中途半端なコンセプトの大学院にならないのだろうか？この点が気にかかった。このことは、日本の図書館情報学系の大学院にもいえることである。これらの大学院は、アカデミック・スクールなのか、プロフェッショナル・スクールなのか、これらを足して2で割ったものなのか、修士課程と博士課程で役割分担しているのか？ただし、司書の場合、大学または短大で最低20単位を取れば資格を得られるという点が、臨床心理士と根本的に異なっている。

第三に報告者を引き付けたのは、臨床心理士にも倫理綱領があるという点である。人の心の内に入りこむ仕事ゆえ、臨床心理士には高い倫理性が求められている。この倫理綱領によると、臨床心理士は「来談者」の立場に立たねばならないという。しかし、臨床心理士の多くは組織に属しており、組織の筋目と「来談者」の立場という筋目（=臨床心理士の筋目）との板挟みで、苦しい状況に追い込まれることがあるらしい。すなわち、組織の思惑や期待と違ったカウンセリング結果を出せば、組織から圧力をかけられかねないということである（つまり「誰に雇われてんねん」、「誰の金で飯食うてんねん」ということ）。司書も組織の筋目と司書の筋目（たとえば、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」に記されている内容）との板挟みで苦しい状況に追い込まれることがある。JLAはそのような司書を救済することになっている。しかし、本当に救済できているのか？また、臨床心理士（各県レベルで設置されているという）は、倫理綱領を守ることで苦しい状況や失業に追いこまれそうな臨床心理士を守ることになっているの

か？興味深かった。

第四の点は、臨床心理士は自腹を切ってでも各種研修会に参加するという点である。報告者は、プロフェッショナルというものは、たえず自身を磨くため、自腹を切ってでも自主的に各種研修会に参加するものと考えている。その意味で、臨床心理士は、プロフェッショナルと呼ぶにふさわしいように思えた。ただし、臨床心理士には資格更新制度があり、資格更新のための条件の一つに、認定協会指定の研修会に参加せねばならないことがあるので、この点は割り引いて考えるべきかもしれない。（なお、率直に記せば、認定協会があまりにも権限を持ちすぎては、“認定協会ファッショ”にならないかという疑問や、研修会が認定協会やこれに関連する団体の金儲けの道具になっていないかという疑問を持った。）司書で自腹を切って各種研修会に参加する人は多いだろうか？多くの人が資格だけを持っていて実際に司書として働いていない現状において、司書に資格更新制度を導入すればどうなるだろうか？臨床心理士は司書との比較で興味が尽きない資格である。

### 司書職制度としての課題は昇任と研修

稻山 美紀（名古屋市鶴舞中央図書館）

はじめまして、私は名古屋市鶴舞中央図書館で勤務を始め今年でようやく3年目になります。図書館員養成について考えることはおろか、現場においても右往左往している毎日です。司書として採用されたものの、日頃の仕事を通じ専門性って何だろうというような疑問を感じ、この第12分科会に参加しました。

今回、名古屋市西図書館係長、田中氏より名古屋市の司書職制度についてその歴史、実情と課題についての報告がありました。採用、昇任、研修、配置に渡る名古屋市の司書職制度が約40年の歴史を持ち、現在まで司書の他職種への異動が一切行われていないことを改めて認識しました。

しかしその一方で、名古屋市が長い間実施してきた司書職制度は全国的にはほとんどひろがっていないことも事実です。名古屋市の司書職制度はその歴史に値するだけの価値を築いてきたのか、今後も内外に認められるた

めにはどのような点を克服したらよいのか、今回の報告はそんなことを考えるきっかけとなりました。

田中氏が述べられた名古屋市司書職制度の課題をまとめると、制度そのものの問題と、その制度を活かしきれていない職員の問題とがあるように思います。

制度としての課題は、昇任と研修です。司書が課長職どまりであるが故に、局長職である中央図書館の館長というトップにはなれない、目標がもてないということが一つです。またそれとは別に、係長試験を回避する傾向により司書以外の係長が誕生する、すなわち昇任の制度に背を向けることにより、自ら司書職制度の質を落としているという矛盾があります。研修についていえば、レベルの維持は主に研修によって行われていますが、新任研修、初級研修を終えてしまえば、あとは限られた一部分の人が外部の図書館司書専門講座、児童図書館員養成講座等に出席するにどまり、それほど研修の機会が与えられているとはいえない。あとは組織の研修に頼らず、いかに個人で自己能力を高める努力をするかにかかっていますが、難しいところです。

職員側の問題は、マンネリ化です。司書職制度にどっぷりつかってしまい、名古屋市以外の外部の図書館への関心が低く、それは各種団体への加入者の減少にも現れています。関連して、司書の専門職意識の低さが課題であるように思います。その背景といえるかどうか分かりませんが、名古屋市においても図書館業務の評価—専門的である部分とそうでない部分の区別—が行われていません。現に私自身、いま行っているこの仕事は専門職である司書でなくても足り得る仕事なのではないか、また経験によって成長するといわれるがその経験の質が低いのではないか、というような疑問を感じるときがあります。誰にでもできる非専門的業務に日常を費やしながら、専門性を主張することは難しいです。言い換えば自分の仕事に専門性を認め、やりがいと自信を持つていなければ、他の自治体に司書職制度はひろがっていかないでしょう。ここをもう少し克服できればと思います。

また、来年度より採用試験の大幅な見直しにより、司書の採用が実際の学歴とは関係なく短大卒レベルとして扱われる可能性ができました。これは職員の給与、昇任に大きく影響します。役所内部が、司書が専門職であることを認めていない、もしくは司書のレベルを低くみていることの表れでしょう。司書職制度の40年の実践を